

## 表2 国分寺市文化財の保存と活用に関する条例のポイント

### ■現行条例(昭和35年制定)における主な課題■

- (1)文化財の定義・類別が、法・都条例と著しく異なっている。
- (2)行政主体の保護を基本としており、市民との協働や自治体間の連携の考え方が欠けている。
- (3)国において、全面的に導入された登録制度のように、保護のすそ野を広げる制度がない。
- (4)埋蔵文化財の保護への協力や土木工事等に対する指導・助言の明示がない。
- (5)調査審議体制が不十分なため、指定文化財の分野に偏りがある。

平成17年4月 「市内所在文化財の今後の保存、活用について」(教育委員会指針)

- ・指針を踏まえ、条例等の改正整備をすみやかに図る。
- ・「前文」を置き、条例制定の理念を強調して宣明する。

#### ポイント1 保存と活用の理念の明示

前文を設け、理念を明示します  
⇒ 文化財を保存・活用し、かけがえない文化遺産を後世に伝えるとともに、これらをもととして新たな文化を創造する「歴史文化のまち、国分寺」を実現する。

#### ポイント2 文化財種別の見直し

文化財の定義を、法および都条例の定義に合わせて、整理します(第2条)  
⇒ 新たに無形民俗文化財(風俗慣習・民俗芸能・民俗技術)と名勝地(庭園・湧泉など)を追加する。

#### ポイント3 市の責務、市民等の責務の明示

- ① 市の責務を明示します(第3条)  
⇒ 市は、文化財の保存・活用が適切に行われるよう努めなければならない。
- ② 市民等の責務を明示します(第4条)  
⇒ 市民は、市が条例の目的のために行う措置に協力するものとする。

#### ポイント4 埋蔵文化財保護規定の整備

- ① 埋蔵文化財へ影響を与える土木工事等の事業者の協力を規定します(第23条)
- ② 遺跡の保護に関する指導・助言と協議を明示します(第24条)

#### ポイント5 文化財の調査・活用の充実

- ① 文化財調査専門員制度(第29条)  
⇒ 調査の指導者を必要に応じて置き、調査審議体制の充実を図る。
- ② 文化財ボランティアの育成(第30条)  
⇒ 教育委員会は育成と活動の支援を推進する。

#### ポイント6 保護のすそ野の拡充

文化財目録制度を創設します(第27条)  
⇒ 総合調査等により、市の歴史と文化を知るうえで必要と認められたものを目録に登載し公表する。特に遅れている分野の指定を拡充していく。

市が主体的に、市民等との協働および他の自治体との連携のもと、調査・保存・活用を推進する